○防衛省告示第二百七十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年十二月二十六日から施行する。

令和七年十二月十六日

防衛大臣　小泉進次郎

一　陸上自衛隊岩見沢駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道岩見沢市	日の出台四丁目三百十三
対象防衛関係施設の区域	北海道岩見沢市	日の出台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道岩見沢市	四条東十七丁目及び十八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、五条東十六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目、六丁目、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出南三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目、四丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目、九丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに宝水町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　陸上自衛隊留萌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道留萌市	緑ヶ丘町一丁目六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道留萌市	緑ヶ丘町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道留萌市	五十嵐町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、東雲町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、千鳥町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、浜中町（次の図面に示す部分に限る。）、堀川町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘町一丁目及び二丁目、南町一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元川町一丁目及び二丁目

三　陸上自衛隊滝川駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道滝川市	泉町二百三十六
対象防衛関係施設の区域	北海道滝川市	泉町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道滝川市	朝日町西三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）、北滝の川（次の図面に示す部分に限る。）、黄金町西二丁目から四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、幸町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目並びに西滝川（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　陸上自衛隊倶知安駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道虻田郡倶知安町	字高砂二百三十二番地二
対象防衛関係施設の区域	北海道虻田郡倶知安町	字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道虻田郡倶知安町	字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域